

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂斃、略中清麻呂脚痿不能起立、爲拜八幡神〇字與病卽路、及至豊前國宇佐郡楳田村、有野猪三百許、挾路而列、徐步前、驅十許里、走入山中、見人共異之、拜社之日始得起步、

〔近世畸人傳一〕樵者七兵衛妻 同久兵衛妻

享保三年戊戌十一月廿八日晡時、丹波國舟井縣に野猪傷をかふむりて怒走り、八木村より南廣瀬村に入、山本をめぐりて直に山室村に向ひ、鳥羽村を過、一人田かへしてありけるものを牙で、尙荒まさりぬ、樵者久兵衛なるもの年六十四、薪を負て歸るさにあひて、俄にさけかくれん所なく、そこにありける柵を攀、地を離るゝことはつかに三尺許、猪裳の端を啣て引落しければ、せんかたなく相敵すること久うして、遂に崖下に墜、猪いよゝゝ猛りて喰ひ嚙て、あまた所やぶられしかば、頻にさけび呼といへども、答ふるものなし、是が妻某年五十四、聞つけてとみに走來て、袂をもて猪の首におほひ、頸に跨て抱とむ、猪動くことを得ざる間に、頻に命を救へと呼、こゝにして村民貳人相繼て來り、短刀をもて刺、また一人來て、斧をもて其脚をうつ、既にしてあまた集り、其疲たるに乗て殪しぬ、樵者は終に活ことを得、月日をへて創も痊たり、其所龜山の領地なれば、その妻の烈を賞し給ひて、穀を賜ぬと、東涯先生の筆記に見ゆ、

猪怪

〔今昔物語 二十〕愛宕護山聖人被謀野猪語第十三

今昔愛宕護ノ山ニ久ク行フ持經者ノ聖人有ケリ、年來法華經ヲ持奉テ、他ノ念无シテ、坊ノ外ニ出事无リケリ、智惠无クシテ法文ヲ不學ケリ、而ルニ其山ノ西ノ方ニ一人ノ獵師有ケリ、鹿猪ヲ射殺スヲ以テ役トセリ、然レドモ此ノ獵師、此ノ聖人ヲナム、勲ニ貴ビテ常ニ自モ來リ、折節ニハ可然物ナドヲ志ケル、而ル間獵師久ク此ノ聖人ノ許ニ不詣ザリケレバ、餌袋ニ可然菓子ナド入テ持詣タリ、聖人喜テ日來ノ不審キ事共ナド云ニ、聖人居寄テ獵師ニ云ク、近來極テ貴キ事ナム